

議案第135号

公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について

資料1 宝塚市立長谷牡丹園指定管理者候補者の選定の経緯

資料2 選定委員会から市長への答申

資料3 候補者の活動概要

資料4 宝塚市立長谷牡丹園条例（抜粋）

議案第 135 号

公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について

資料 1 宝塚市立長谷牡丹園指定管理者候補者の選定の経緯

1 指定管理者候補者

団体名称 長谷牡丹園芸組合
代表者 組合長 上畑 善一
所在地 宝塚市長谷字門畑 29

2 指定期間

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで

※ 現指定管理者である長谷牡丹園芸組合は、組合員の高齢化等を理由として、令和 3 年度末をもって指定管理者から退く意向が示されたため、市としては 1 年間の指定期間で事業を継続し、令和 4 年度以降は、新たな団体を指定管理者に指定して、本施設の運営を継続していく予定である。

3 候補者選定までの経過

(1) 第 1 回選定委員会 令和 2 年 6 月 25 日（木）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催
(募集要項・業務の概要・選定基準・応募者の指名等の決定)

(2) 指定管理者指定申請書提出依頼 令和 2 年 7 月 8 日（水）

(3) 指定管理者指定申請書受理 令和 2 年 8 月 7 日（金）

(4) 第 2 回選定委員会 令和 2 年 8 月 11 日（火）

(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

4 市が候補者を特定した理由

宝塚市立長谷牡丹園条例第 12 条第 1 項で、公募によることなく、施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとされており、宝塚市立長谷牡丹園の管理運営は、平成 13 年の開園当初から長谷牡丹園芸組合が行っており、西谷地域の魅力増進及び市民交流の振興を図ることを目的に、施設の管理運営やイベントの開催、牡丹の肥培管理、牡丹亭の運営や牡丹の販売などを行っております。そのため、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間におきましても、宝塚市の観光農業及び市民交流の振興を図る観点ならびに当施設について熟知しており、今後も堅実で安定した管理運営が見込めると判断し、長谷牡丹園の管理を行わせるに最適な団体として、同組合を引き続き指定管理者の候補者として特定したものです。

5 選定委員会における審査

(1) 選定委員会委員

委員長	金地 通生 (神戸大学大学院農学研究科准教授)
委員長職務代理者	越智 彰 (越智総合会計事務所 税理士)
委員	小早川 優 (宝塚温泉旅館組合 組合長)
委員	田中 香織 (宝塚商工会議所 中小企業相談所 副所長)
委員	三宅 元一 (阪神農業改良普及センター 担い手育成支援専門員)
委員	木村 ひさ子 (市民公募委員)

(2) 選定方法

- ア 選定を行うため、評価項目（15項目）と配点（120点満点）を設定し、各項目を5段階で評価することとした。
- イ 選定に際しては、委員6名の評価点を合計して720点満点とし、432点（60%）を必要最低点数と定めた。
- ウ 申請者の提案内容を確認するため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価項目ごとに評価した。
- エ 必要最低点を上回ったため、指定管理者の候補者としてふさわしいかどうかを意見交換の上、候補者として選定した。

(3) 選定委員会における評価結果

評価点（720点満点中）549点

(4) 選定理由

- ア 当該候補者は長谷牡丹園の平成13年度開園以来、長年にわたり本施設の管理運営を熟知していることに加えて、牡丹の栽培に関して深い知識と経験を有しており、引き続き本施設の効用を最大限に発揮し、堅実で安定した管理運営ができる能力を有するとともに、利用者が平等に利用できるための施設維持における工夫が認められた。
- イ 当該候補者には牡丹を丹精こめて育成する熱意が見受られ、かつ人件費を抑えて低コストで運営しており、安定した管理運営かつ経費の削減が図られることが期待できる。
- ウ 選定委員会委員6名による採点結果が720点満点中549点（76.3%）となり、必要最低点である432点（60%）を上回っていると認められたため、指定管理者の候補として選定することが適当であると判断した。

(5) 付帯意見

- ア 長谷牡丹園の認知度向上に向けて、メディアの協力を得て広報の機会を拡大し、また長谷牡丹園が位置する西谷の魅力が地域が協力して発信するなどにより、一層の周知活動に努めること
- イ 組合員の高齢化等を理由として、長谷牡丹園芸組合は令和3年度末をもって長谷牡丹園の運営からは退く意向であることから、市が同園の今後の方向性について示すとともに、栽培技術等を後任の指定管理者に適切に引き継ぐことができるよう連携を図り進めていくこと

6 今後の予定

市議会にて指定の議決を受けた後、以下のスケジュールで業務の開始に向けて準備を進める。

令和2年（2020年）10月中旬 指定管理者を指定する告示

指定管理者指定書の通知

令和3年（2021年）4月1日 基本協定・年度協定締結

新たな指定期間における管理運営の開始